

1.職員の採用・退職の状況(平成16年度)

(単位:人)

職 種	H.16.4.1現在	退職者数	採用者数	H.17.4.1現在
一般行政部門	105	2	0	103
特別行政部門(教育)	21	2	0	19
公営企業会計部門(水道)	12	0	0	12
合 計	138	4	0	134

2. 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

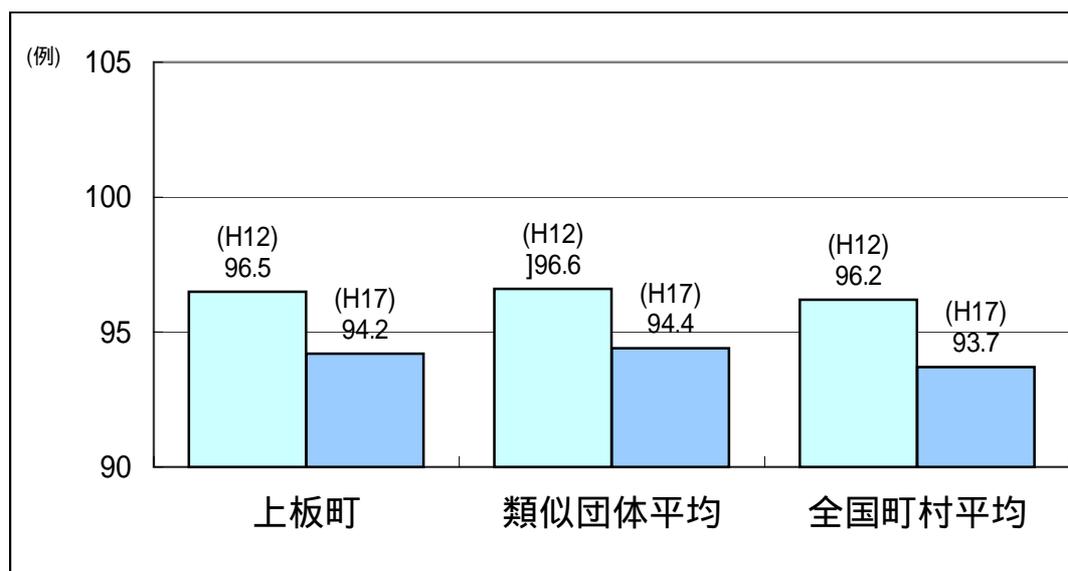
区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 前年度の人件費率
16年度	人 13,409	千円 4,267,885	千円 59,662	千円 994,813	% 23.3	% 24.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費（千円）				一人当たり給与費（千円） B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	121人	460,233	41,008	188,842	690,083	5,703

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上板町	41.1 歳	3,113 百円	3,430 百円
			3,409 百円
国	40.3 歳	3,297 百円	3,821 百円
類似団体	42.4 歳	3,335 百円	3,726 百円
			3,621 百円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上板町	49.1 歳	3,383 百円	3,525 百円
			3,523 百円
国	48.1 歳	2,850 百円	3,164 百円
類似団体	48.3 歳	3,042 百円	3,242 百円
			3,188 百円
民間事業者平均	50.7 歳	-	3,667 百円

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上板町	41.0 歳	2,801 百円	2,892 百円
			2,836 百円
国	46.2 歳	4,089 百円	4,554 百円
類似団体	39.7 歳	3,015 百円	3,186 百円
			3,089 百円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		上板町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	高 校 卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	138,800 円	148,500 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 25 年
一般行政職	高 校 卒	174,614 円	263,666 円	367,467 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	272,500 円
教 育 職	高 校 卒	170,700 円	- 円	269,300 円

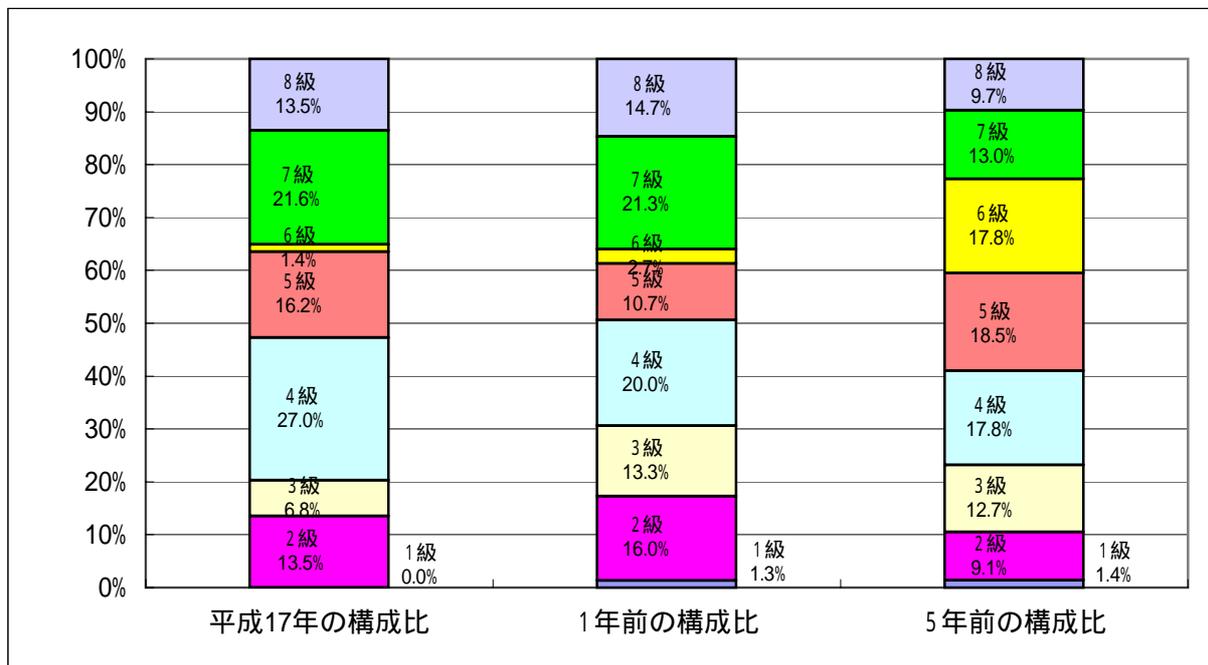
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補及び主事並びにこの相当職	0人	-%
2級	主事及びこの相当職	10人	13.5%
3級	係長及びこの相当職	5人	6.8%
4級	係長及びこの相当職	20人	27.0%
5級	課長補佐及びこの相当職	12人	16.2%
6級	課長補佐及びこの相当職	1人	1.4%
7級	課長及びこの相当職	16人	21.6%
8級	理事及び課長並びにこの相当職	10人	13.5%

(注) 1 上板町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
15年度	職 員 数 A	人 142
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 9
	比 率 B / A	% 6.3
16年度	職 員 数 A	人 138
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 4
	比 率 B / A	% 2.9

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上板町				国			
1人当たり平均支給額(16年度)				-			
1,247 千円							
(16年度支給割合)				(16年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.2 月分	6月期	0.5 月分	6月期	1.4 月分	6月期	0.7 月分
12月期	1.4 月分	12月期	0.5 月分	12月期	1.6 月分	12月期	0.7 月分
計	2.6 月分	計	1 月分	計	3 月分	計	1.4 月分
平成16年度の期末勤勉手当については0.2月分の減額を行っている。							
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置有				職制上の段階、職務の級等による加算措置有			

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

上板町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(特別昇給	同意の翌月に1号給、退職月に1号給)				
1人当たり平均支給額	28,378 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	3,727,839 円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	52,654 円

(4) その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	主な内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,500円 第1子～第2子1人当たり6,000円	同じ		13,032 千円	228,632 円
住居手当	持家 月額2,500円 新築又は購入した日から起算して5年を経過するまでの間支給 借家 家賃の額に応じて支給 最高27,000円	同じ		4,017 千円	200,850 円
通勤手当	通勤距離2km～5km 月額2,200円 5km以上は距離に応じ支給	異なる	通勤距離5km未満 2,000円	4,077 千円	43,372 円
管理職手当	理事 本俸×12% 総務課長 本俸×11% 総務課長以外の課長・局長・室長 本俸×10% 保育所長 本俸×8% 主幹 本俸×7%			12,531 千円	432,103 円

5 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市区町村長	590,400 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	助 役	472,400 円	838,000 円 / 590,400 円	648,900 円 / 472,400 円
報酬	議 長	299,000 円	381,000 円 / 257,500 円	
	副 議 長	249,200 円	324,000 円 / 195,000 円	
	議 員	199,300 円	316,000 円 / 176,500 円	
期末手当	市区町村長	6月期 1.6月分		
	助 役	12月期 1.7月分 計 3.3月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式及び支給時期)		
	助 役	738,000円×在職月数×43.5/100(任期毎) 590,400円×在職月数×25.75/100(任期毎)		

町長・助役の給料について、20%の減額を行っている。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

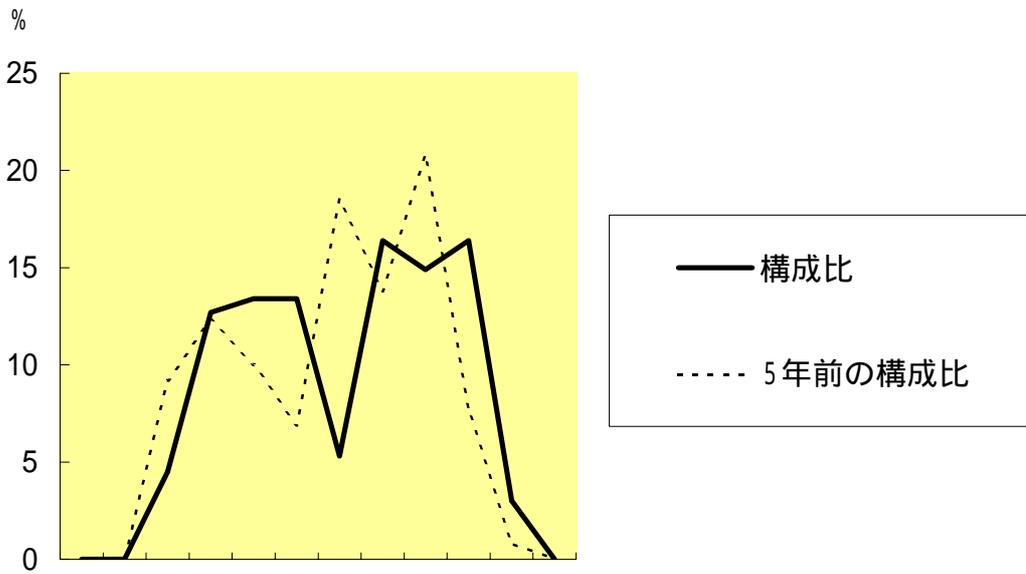
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総 務	21	22	1	育休による職員補充増
	税 務	7	7	0	
	農 林	7	7	0	
	土 木	10	9	-1	土木事業減少による業務量減
	民 生	44	42	-2	欠員不補充
	衛 生	14	14	0	
	小 計	105	103	-2	[参考：類似団体の職員数 111人]
特別行政	教 育	21	19	-2	欠員不補充
	小 計	21	19	-2	[参考：類似団体の職員数 31人]
公営企業等	水 道	6	6	0	
	その他	6	6	0	
	小 計	12	12	0	
合 計		138 [140]	134 [138]	-4 [-2]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	6人	16人	18人	18人	7人	22人	20人	23人	4人	0人	134人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	5年間で7人の純減

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年4月1日と比較し、平成22年4月1日において職員数を約5%削減する。

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	16 年	17 年	年	年	17年～21年	(参考)
		計画前年	1 年 目	年 目	年 目	計	数値目標
一般行政	減 員		2			2	
	増 員						
	差 引		-2			-2	-7
	職員数	105	103			103	96

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

部 門	区 分	16 年	17 年	年	年	17年～21年	(参考)
		計画前年	1 年 目	年 目	年 目	計	数値目標
特別行政	減 員		2			2	
	増 員						
	差 引		-2			-2	0
	職員数	22	20			20	20
公営企業 等 会 計	減 員						
	増 員						
	差 引					0	0
	職員数	12	12			12	12
計	減 員		4			4	
	増 員						
	差 引		-4			-4	-7
	職員数	139	135			135	128

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	千円 215,296	千円 14,445	千円 34,429	% 16.0	% 13.5

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費 (千円)				一人当たり給与費(千円)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A
17年度	6人	23,715	3,476	9,982	37,173	6,195

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
上板町	42.0 歳	350,150 円	475,745 円
団体平均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上板町				団体平均			
1人当たり平均支給額(16年度)				1人当たり平均支給額(16年度)			
1,338 千円				1,768 千円			
(16年度支給割合)				(16年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.2 月分	6月期	0.5 月分	6月期	1.4 月分	6月期	0.7 月分
12月期	1.4 月分	12月期	0.5 月分	12月期	1.6 月分	12月期	0.7 月分
計	2.6 月分	計	1 月分	計	3 月分	計	1.4 月分
平成16年度の期末勤勉手当については0.2月分の減額を行っている。							
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置有				職制上の段階、職務の級等による加算措置有			

イ 退職手当（平成17年4月1日現在）

上板町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(特別昇給	同意の翌月に1号、退職月に1号)		(特別昇給	同意の翌月に1号、退職月に1号)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	17,842 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	532 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	133 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	主な内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,500円 第1子～第2子1人当たり 6,000円	同じ		1,636 千円	272,666 円
住居手当	持家 月額2,500円 新築又は購入した日から起算して5年 を経過するまでの間支給 借家 家賃の額に応じて支給 最高27,000円	同じ		30 千円	30,000 円
通勤手当	通勤距離2km～5km 月額 2,200円 5km以上は距離に応じ支給	異なる	通勤距離 5km未満 2,000円	106 千円	26,400 円
管理職手当	課長 本俸×10% 主幹 本俸×7%			878 千円	439,026 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

- ア 定員適正化目標（数・率）
- イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標
- ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要
6（3）を参照

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分 ~午後1時	8時間	40時間

(2) 年次有給休暇の状況について(平成16年)

制度の概要	1人当たり平均 付与日数	1人当たり平均 取得日数
一年につき20日付与 付与された翌年に限り繰越可能(最大40日)	39.0日	12.4日

(3) その他の休暇制度の取得状況(平成16年度)

休暇の種類		休暇の内容	取得実績(件)
有給	病気休暇	・公務上の負傷または疾病...必要と認められる期間 ・結核性疾患...1年を超えない範囲内で必要と認められる期間 ・その他上記以外の負傷または疾病...3月を超えない範囲内の期間	9
	選挙権、権利行使	必要と認められる期間	0
	承認、鑑定人、参考人	必要と認められる期間	0
	骨髄液の提供	必要と認められる期間	0
	結 婚	最大5日間付与	1
	出産前	出産予定日前6週間	3
	出産後	出産の日後8週間	2
	生児保育	1歳未満の子を養育する職員について、 1日2回、1回30分	0
	妊娠中交通混雑	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき 1 時間を超えない範囲内	0
	保健指導、健康診査	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける 場合に、必要と認められる期間	14
	妻の出産	最大2日間付与	4
	生 理	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に 対し、最大3日間付与	0
	子の看護	1年につき最大5日間付与(小学校就学前の子に 限る)	1
	忌 引	続柄及び死亡時の生計関係により、1～10日以内の 日数の範囲内	22
	祭 日	父母、配偶者又は子の祭日に際し、最大2日間付与	3
	夏季休暇	7～9月の期間内に最大3日間付与	平均 2.9日
	交通機関の事故	必要と認められる期間	0
	リフレッシュ休暇	新たに職員となった年から5年目、15年目、25年 目、35年目の職員に連続3日間、10年目、20年 目、30年目、40年目の職員に連続5日間	15
	無給	介護休暇	連続する6月の範囲内

(4) 育児休業の状況(平成16年度)

(単位:人)

区 分	平成16年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男 性	5	0	0	0	0
女 性	1	1	0	2	0
計	6	1	0	2	0

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成16年度)

(1) 分限処分者数

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	0	0	0	0
適格性の欠除	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

(単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	0	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	0	0	0
非行行為	0	0	0	0	0	0

5. 職務のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況(平成16年度)
申請なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況(平成16年度)

・派遣研修

研修名	期間(年)	人数(人)	場所
徳島県派遣研修(市町村課)	1	1	徳島県

・徳島県自治研修センターに委託して実施した研修

研修名	期間(日)	人数(人)	場所
市町村吏員研修	3	1	徳島市
市町村係長研修	3	7	"
市町村財務事務研修	3	1	"
市町村税務職員研修	4	5	"
市町村監査事務研修	1	1	"
指導者養成講座	2	1	"

(2) 勤務成績の評定の概要(平成16年度)

実施なし

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況(平成16年度)

(単位:人)

区 分	受診者数
基本健康診査	125
結核・肺ガン検診	117
胃ガン検診	13
大腸ガン検診	30
眼底検査	7

(2) 福利厚生 of 状況(徳島県市町村職員共済組合・互助会加入)

事業団体	内 容
徳島県市町村職員共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っている。(民間事業者に例えると、社会保険及び厚生年金等に相当する。)
財団法人徳島県市町村職員互助会	共済組合事業を補完するものとして、給付事業(結婚祝金・出産祝金等)、厚生事業(パソコン教室・夏期保養施設等)、助成事業(人間ドック・脳ドック等)、貸付事業(住宅貸付等)を行っている。

(3) 公務災害補償の状況 (平成16年度)

・公務災害

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

・通勤災害

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成16年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成16年度)

該当なし